

第14回定時株主総会資料

(交付書面に記載しない事項)

- ① 事業報告
主要な事業内容
主要な営業所及び工場
使用人の状況
主要な借入先の状況
会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
会社の体制及び方針
- ② 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- ③ 計算書類
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
- ④ 監査報告書
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告
監査等委員会の監査報告

本内容は、法令及び定款第15条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載して
おりません。

株式会社A C S L

主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ」というミッションのもと、「世界中の安全・安心を支える人が頼れるパートナーとなる」というビジョンを掲げております。当社グループは自律制御技術を始めとしたロボティクス技術を追求め、常に最先端の技術開発を行っております。それらの技術の社会実装を通じて、人類の活動の基盤となる社会インフラにおける、経済活動の生産性を高め、付加価値の低い業務、危険な業務の一つでも多く代替させ、持続可能な社会インフラの構築を目指し事業を進めております。

主たる事業は、自律制御技術を用いた産業用ドローンの開発・販売、産業用ドローンを活用したソリューションの開発・導入支援及び関連する製品の販売・サービス提供であります。

主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社

本	社	東京都江戸川区
---	---	---------

② 子会社

A C S L 1 号有限責任事業組合	本社 (東京都江戸川区)
---------------------	--------------

使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
58 (3) 名	2 (2) 名

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
54 (3) 名	2 (2) 名

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社日本政策金融公庫	1,440,000

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		2023年第3回新株予約権	2024年第1回新株予約権
発行決議日		2023年6月14日	2024年6月14日
新株予約権の数		489個	464個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 48,900株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 46,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 1,304円 (注) 2	1株当たり 1円
権利行使期間		2025年7月1日から 2033年6月29日まで	2026年7月2日から 2034年6月30日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1
役員 保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 145個 目的となる株式数 14,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 290個 目的となる株式数 29,000株 保有者数 2名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 2023年11月13日開催の取締役会において決議された海外募集による新株式発行及び2025年8月18日開催の取締役会において決議された株式発行プログラムによる新株式発行に伴い、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 2023年第3回新株予約権のうち、取締役1名が保有する新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		2025年第1回新株予約権
発行決議日		2025年6月12日
新株予約権の数		312個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 31,200株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 1,419円
権利行使期間		2027年6月27日から 2035年6月25日まで
行使の条件		(注) 1
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 312個 目的となる株式数 31,200株 交付者数 13名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 2025年8月18日開催の取締役会において決議された株式発行プログラムによる新株式発行に伴い、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

2024年12月18日付の取締役会決議に基づき当事業年度において発行した当社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、次のとおりであります。

発 行 日	2025年1月10日
新株予約権の数及び社債の金額	新株予約権 48個 社債の金額 1,500,000千円
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る社債の払込金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
転 換 価 額	当初 1,051円 転換価額は規定に従って修正又は調整される。
権 利 行 使 期 間	2025年1月14日から 2030年2月4日まで

2025年8月18日付の取締役会決議に基づき発行した2025年第2回乃至第7回新株予約権の内容は、次のとおりであります。

	2025年第2回新株予約権	2025年第3回新株予約権
発 行 決 議 日	2025年8月18日	2025年8月18日
新 株 予 約 権 の 数	2,829個	1,886個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 282,900株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 188,600株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の発行価格	1個当たり 888円	1個当たり 343円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1,060.2円	1株当たり 1,295.8円
権 利 行 使 期 間	2025年9月4日から 2028年9月1日まで	2025年9月4日から 2028年9月1日まで
行 使 の 条 件	各2025年第2回新株予約権の一部行使はできない。	各2025年第3回新株予約権の一部行使はできない。

	2025年第4回新株予約権	2025年第5回新株予約権
発行決議日	2025年9月5日	2025年9月5日
新株予約権の数	3,141個	2,094個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 314,100株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 209,400株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の発行価格	1個当たり 746円	1個当たり 266円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 954.9円	1株当たり 1,167.1円
権利行使期間	2025年9月24日から 2028年9月21日まで	2025年9月24日から 2028年9月21日まで
行使の条件	各2025年第4回新株予約権の一部行使はできない。	各2025年第5回新株予約権の一部行使はできない。
	2025年第6回新株予約権	2025年第7回新株予約権
発行決議日	2025年9月26日	2025年9月26日
新株予約権の数	3,252個	2,168個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 325,200株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 216,800株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の発行価格	1個当たり 663円	1個当たり 255円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 922.5円	1株当たり 1,127.5円
権利行使期間	2025年10月15日から 2028年10月13日まで	2025年10月15日から 2028年10月13日まで
行使の条件	各2025年第6回新株予約権の一部行使はできない。	各2025年第7回新株予約権の一部行使はできない。

会計監査人の状況

1. 名称 監査法人アヴァンティア

(注) 2025年3月27日開催の第13回定時株主総会において、新たに監査法人アヴァンティアが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づく当該議案を株主総会に提出いたします。

会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、会社法に基づく業務の適正性を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) コンプライアンスを確保するための基礎として、コンプライアンス規程を定める。また役員はコンプライアンス規程に則り、コンプライアンス活動を率先垂範する。

(b) コンプライアンス所管部署である経営管理ユニットが、取締役及び使用人への教育研修等の具体的な施策を企画・立案・推進し、全従業員のコンプライアンスに対する意識向上を図る。

(c) 内部通報規程を定め、通報・相談窓口を社内外に設置することにより、不正行為の早期発見と是正を図る。また、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、これを内部通報規程に定めるものとする。

(d) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）を、関連資料と併せてこれを法令・社内規程に則り適切に保存・保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・重要な会議体及び委員会の議事録
- (b) 上記 (a) に定める文書のほか、契約書、決裁書その他の文書については、文書管理規程、機密管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程などにに基づき適切に情報の保存及び管理を行う。
- (c) 個人情報ほか法令上一定の管理が求められる情報について、役職員などに対して当該法令で要求される管理方法の周知徹底を図る。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 経営管理ユニットは当社の事業活動に伴うリスクを的確に把握し、その顕在化を防ぐための施策を推進する。
 - (b) リスク管理規程に則り、各ユニット部門はその担当業務に関連して発生しうるリスクの管理を行う。全社的な管理を必要とするリスクについては経営管理ユニットがリスクを評価したうえで対応方針を決定し、これに基づき適切な体制を構築する。
 - (c) 重大なリスク、あるいは重篤な事故・災害の発生時には危機管理委員会を設置し、リスクを最小限にするべく全社横断的かつ組織的な対応を行う。
- d. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。
- e. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備
 - (a) 反社会的勢力との関係遮断の基本方針
当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団などの反社会的勢力との関係を一切遮断する。
 - (b) 反社会的勢力との取引排除に向けた体制整備
 - ・経営管理ユニットを反社会的勢力対応部署とし、反社会的勢力に関する情報収集・管理体制を確立する。
 - ・警察等の関連機関との緊密な連携体制を確立する。
 - ・反社会的勢力対応に関する反社会的勢力対応規程を定め、周知徹底を図る。
 - ・取引基本契約など各種契約及び就業規則に暴力団排除条項を導入する。
- f. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、経営の基本方針など重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - (b) 業務執行に当たっては業務分掌規程、職務権限規程において責任と権限を定める。
- g. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制
 - (a) 監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査等委員の職務を補助するものとして監査等委員会スタッフを置く。
 - (b) 監査等委員会スタッフを置いた場合は、独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会スタッフは監査等委員を除く取締役の指揮命令に服さない使用人を配置するとともに、その人事異動、人事評価については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- h. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (a) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、

直ちに監査等委員である取締役役に報告する。

- (b) 常勤の監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じてマネジメント会議など主要な会議に出席するとともに、主要な稟議書を閲覧する。
 - (c) 監査等委員会は内部通報規程に基づき内部通報の状況報告を受けるとともに、内部通報所管部署から定例の取締役会においてその運用状況の報告を受ける。
 - (d) 監査等委員会は内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役及び使用人から定期的に受けるほか、必要と判断した事項については取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (e) 監査等委員会に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員会は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行に当たり、内部監査室と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。
 - (b) 監査等委員会は、会計監査人との定期的な会合、会計監査人の往査等への立ち会いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求める等、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
 - (c) 監査等委員会の職務を執行するうえで必要となる費用は、会社が支払うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。当社では、前記「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンス体制について

当社では、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であるとの認識の下、「コンプライアンス規程」を定め、経営管理ユニットを主管部署としてコンプライアンス遵守体制を構築しており、具体的には、以下の事項を実施しております。

- ・コンプライアンスに関する規程、マニュアル等の作成及び周知
- ・当社におけるコンプライアンス教育及び啓発活動
- ・その他コンプライアンスの推進に当たっての関連部門への指導及び助言
- ・内部通報制度を整備のうえ、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応

② 取締役の職務の執行について

取締役会は17回開催し、取締役5名（うち、社外取締役でかつ監査等委員3名）で構成されており、各取締役から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

③ 内部監査の実施について

「内部監査規程」に基づき、内部監査室が内部監査を実施しております。内部監査の結果は、代表取締役役に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

④ リスク管理体制について

当社では、「リスク管理規程」を定め、経営管理ユニットを主管部署として、各部が行う諸活動の管理・検証、リスクの発生防止体制や対策の企画立案・推進及びリスク発生防止のための社内周知・啓発等を実施しております。それらの内容については、マネジメント会議において、適宜、情報共有及び情報交換を図ることでリスク管理体制の実効性を担保しております。また、四半期に一度を目安として代表取締

役を委員長とするリスク管理委員会を開催しており、当社の事業運営上のリスクについての現状把握、対策を検討しております。

⑤ 監査等委員会の職務の執行について

- ・ 監査等委員会は15回開催され、常勤の監査等委員1名を含む3名（うち、社外取締役3名）で構成されており、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査等委員会はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができる体制を整備済みであります。
- ・ 常勤の監査等委員は取締役会のほか、マネジメント会議等の社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査室と連携した監査、当社の内部監査の状況確認及び業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。また、内部留保資金につきましては、研究開発活動の継続的な実施や生産体制の強化のために優先的に充当し、事業基盤の確立・強化を図っていく予定であります。

当事業年度の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化に必要な内部留保を確保するため、配当を実施しておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	149,981	2,391,778	△2,464,236	△414	77,108
当連結会計年度変動額					
新株の発行	1,187,622	1,187,622			2,375,245
新株の発行 (新株予約権の行使)	279,590	279,590			559,180
減 資	△139,981	139,981			—
欠 損 填 補		△1,704,067	1,704,067		—
親会社株主に帰属する 当期純損失			△1,363,939		△1,363,939
自己株式の取得				△25	△25
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	1,327,232	△96,873	340,127	△25	1,570,461
当連結会計年度末残高	1,477,213	2,294,904	△2,124,108	△440	1,647,569

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	14,519	14,519	102,594	382	194,605
当連結会計年度変動額					
新株の発行					2,375,245
新株の発行 (新株予約権の行使)					559,180
減 資					—
欠 損 填 補					—
親会社株主に帰属する 当期純損失					△1,363,939
自己株式の取得					△25
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△14,928	△14,928	5,940	△159	△9,147
当連結会計年度変動額合計	△14,928	△14,928	5,940	△159	1,561,313
当連結会計年度末残高	△409	△409	108,535	223	1,755,918

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 ACSL 1号有限責任事業組合、ACSL, Inc.

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・持分法適用の関連会社の名称 ACSL India Private Limited

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 REACT株式会社
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社の決算日は、連結決算日と異なるため、連結決算日現在の仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ・その他有価証券
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
なお、評価差額については全部純資産直入法により処理しております。
- ・棚卸資産
商品及び製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産

定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 8～15年
工具、器具及び備品 3～20年
 - ・無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）における販売見込数量を基準とした償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- ・貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産・負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
- 約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。実証実験に係る収益においては、当社グループは技術検証を行う履行義務を負っており、顧客がこれを検収した一時点において収益を認識しております。プラットフォーム機体販売及び用途特化型機体販売に係る収益においては、当社グループは製品を引き渡す履行義務を負っており、製品を引き渡しかつ顧客が検収した一時点において収益を認識しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

(1) 投資有価証券の評価（関連会社への投融資を除く）

投資有価証券	50,020千円
投資有価証券評価損	31,213

当連結会計年度に計上している投資有価証券は主に技術シナジーの獲得を目的に取得した株式であり、投資先の超過収益力を反映した結果、投資先の1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得した株式に該当しております。よってその実質価額が著しく低下した場合には評価損を計上しております。

当社グループは、当該超過収益力の減少の有無について、取得時の事業計画と投資先より入手した直近の財務諸表によりその実績を比較し、また投資先の取締役会又はこれと同等の機関により承認された事業計画、事業環境に関する外部情報及び内部情報等を用いて、将来事業計画の達成可能性を検討し、判断をしております。

将来において、これら評価に関する前提条件の変化や投資先の事業計画と実績が大きく乖離するなど、見

積りにおける仮定の変化がその評価に不利に影響する場合には、帳簿価額を限度として評価損が計上される可能性があります。

(2) 関連会社への投融資の評価

長期貸付金	198,844千円
持分法による投資損失	234,727

ACSL India Private Limited (以下、ACSL India社) は、当社の持分法適用関連会社であり、ACSL India社に対する投資は、持分法により会計処理を行っております。

ACSL India社の保有する棚卸資産について日本基準による評価を実施したことにより、ACSL India社の財政状態が実質的に債務超過となることから、ACSL India社に対する投資有価証券について当社の持分相当額まで減額し、持分法による投資損失として計上しております。

また、ACSL India社に対する長期貸付金については、ACSL India社の財政状態等を勘案して回収不能見込額を見積り当該回収不能額を長期貸付金から直接減額し、持分法による投資損失として計上しております。

将来において、これら評価に関する前提条件の変化や投融資先の財政状態等が大きく変化するなど、見積りにおける仮定の変化がその評価に不利に影響する場合には、帳簿価額を限度として損失が計上される可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	92,804千円
--------------------	----------

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,100,000千円
借入実行残高	—
差引額	1,100,000

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

棚卸資産評価損	42,177千円
---------	----------

(2) 不正関連損失の内訳は次のとおりであります。

貸倒引当金繰入額	141,800千円
特別調査費用	111,978

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 18,045,018株 |
|------|-------------|
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,970,005株 |
|------|------------|

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、必要に応じて運転資金等を銀行借入や株式発行により調達しております。また、一時的な余裕資金は、短期的な預金等により運用し、投機的な取引は行わない方針であります。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間は1か月を基本としており、また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行いリスク低減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、その保有の妥当性を検証しております。長期貸付金は関連会社への貸付であり、定期的に貸付先の財務状況等を把握し、リスク低減を図っております。
営業債務である買掛金及び未払金は、1か月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。長期借入金は海外事業拡大のための運転資金への充当を目的としており、流動性リスクに晒されております。
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社グループは、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。
 - ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 長期貸付金	198,844	198,844	—
資産計	198,844	198,844	—
(2) 転換社債型新株予約権付社債	1,423,687	1,422,042	△1,644
(3) 長期借入金	1,440,000	1,327,974	△112,025
負債計	2,863,687	2,750,016	△113,670

(* 1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(* 2) 市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	50,020

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	—	198,844	198,844
資産計	—	—	198,844	198,844

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	—	1,422,042	—	1,422,042
長期借入金	—	1,327,974	—	1,327,974
負債計	—	2,750,016	—	2,750,016

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

これらの時価は、回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、元利金の支払見込額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の支払見込額を、当該債務の残存期間を加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額 (千円)
実証実験	165,525
プラットフォーム機体販売	52,495
用途特化型機体販売	2,046,087
その他 (注)	334,625
顧客との契約から生じる収益	2,598,734
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,598,734

(注) その他においては、機体の保守手数料や消耗品の販売に加えて、一般的に国家プロジェクトにおいて、受託先が収受する補助金等のうち、新規の研究開発を行わず、既存の当社の技術を用いて委託された実験を行うことが主目的のプロジェクトについては売上高として計上しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 実証実験

実証実験に係る収益は、主に顧客のドローン導入ニーズを踏まえて、その課題解決のために当社グループの保有する機体を用いた概念検証（PoC）に係るサービス提供であり、顧客との契約に基づいて、この技術検証を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、当社グループが技術検証結果を顧客に提供した一時点において、顧客が当該サービスに係る技術検証結果に対する支配を獲得することから、顧客がこれを検収した時点で収益を認識しております。

② プラットフォーム機体販売・用途特化型機体販売

プラットフォーム機体販売及び用途特化型機体販売に係る収益は、当社グループが製造するドローンの販売であって、顧客との契約に基づいて、製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、製品を引き渡しかつ顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上の「売掛金」であります。連結貸借対照表上の「契約負債」は、契約における履行義務の充足に先立ち、支払条件に基づき顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。それぞれ連結貸借対照表において区分表示されているため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 91円28銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △84円71銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2026年2月25日開催の取締役会において、2026年3月30日に開催予定の定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案を付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的
現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、行うものであります。
2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容
 - (1) 減少する資本金及び資本準備金の額
2026年2月24日現在の資本金の額1,716,813千円のうち、1,706,813千円を減少し、10,000千円といたします。また、2026年2月24日現在の資本準備金の額1,706,813千円のうち、115,958千円を減少し、1,590,855千円といたします。
なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金及び資本準備金の額並びに減少後の資本金及び資本準備金の額が変動いたします。
 - (2) 資本金及び資本準備金の減少方法
発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。
3. 剰余金の処分の内容

(1) 減少する剰余金の項目及びその額	その他資本剰余金	1,822,771千円
(2) 増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	1,822,771千円
4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程
 - (1) 取締役会決議日 2026年2月25日
 - (2) 債権者異議申述公告日 2026年3月18日 (予定)
 - (3) 株主総会決議日 2026年3月30日 (予定)
 - (4) 債権者異議申述最終期日 2026年4月18日 (予定)
 - (5) 効力発生日 2026年4月19日 (予定)

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,217,834	流動負債	902,736
現金及び預金	1,813,836	買掛金	174,712
売掛金	1,410,361	未払金	488,901
商品及び製品	96,818	未払費用	95,165
仕掛品	562,403	未払法人税等	15,554
原材料	1,054,023	契約負債	60,149
前渡金	84,054	預り金	13,028
前払費用	38,128	その他	55,225
その他	158,206	固定負債	2,863,687
固定資産	606,031	転換社債型新株予約権付社債	1,423,687
有形固定資産	1,241	長期借入金	1,440,000
工具、器具及び備品	1,241	負債合計	3,766,424
無形固定資産	40,654	(純資産の部)	
ソフトウェア	40,654	株主資本	1,948,906
投資その他の資産	564,135	資本金	1,477,213
投資有価証券	50,020	資本剰余金	2,294,904
関係会社株式	269,615	資本準備金	1,467,213
関係会社出資金	22,097	その他資本剰余金	827,691
関係会社長期貸付金	329,142	利益剰余金	△1,822,771
その他	165,357	その他利益剰余金	△1,822,771
貸倒引当金	△272,097	繰越利益剰余金	△1,822,771
		自己株式	△440
		新株予約権	108,535
		純資産合計	2,057,441
資産合計	5,823,865	負債純資産合計	5,823,865

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上		2,278,765
売上		2,037,096
売上		241,669
販売費及び一般管理費		1,987,171
営業外収益		△1,745,502
受助金	3,212	
成金の収入	1,200,909	
営業外費用	35,370	1,239,492
支社株出為貸	20,639	
社債	24,739	
株式債	128,170	
投資金	70,937	
為替	14,346	
倒引当金の繰入	9,675	
その他	130,297	
経常利益	385	399,192
特別利益		△905,202
固定資産売却益	127	127
投資有価証券の評価損	31,213	
関係会社株連損	74,405	
不正関連損	253,778	359,396
税金引当		△1,264,471
法人税、住民税及び事業税		2,742
当期純損		△1,267,214

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	149,981	1,564,086	827,691	2,391,778	△2,259,624	△2,259,624	△414	281,719
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	1,187,622	1,187,622		1,187,622				2,375,245
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	279,590	279,590		279,590				559,180
減 資	△139,981	△1,564,086	1,704,067	139,981				—
欠 損 填 補			△1,704,067	△1,704,067	1,704,067	1,704,067		—
当 期 純 損 失					△1,267,214	△1,267,214		△1,267,214
自己株式の取得							△25	△25
株主資本以外の 項目の事業年度の 変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	1,327,232	△96,873	—	△96,873	436,853	436,853	△25	1,667,186
当 期 末 残 高	1,477,213	1,467,213	827,691	2,294,904	△1,822,771	△1,822,771	△440	1,948,906

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	102,594	384,314
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		2,375,245
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		559,180
減 資		—
欠 損 填 補		—
当 期 純 損 失		△1,267,214
自己株式の取得		△25
株主資本以外の 項目の事業年度の 変動額 (純額)	5,940	5,940
当 期 変 動 額 合 計	5,940	1,673,127
当 期 末 残 高	108,535	2,057,441

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

・ 関係会社出資金

有限責任事業組合への出資については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

・ 関係会社株式

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）における販売見込数量を基準とした償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。実証実験に係る収益においては、当社は技術検証を行う履行義務を負っており、顧客がこれを検収した一時点において収益を認識しております。プラットフォーム機体販売及び

用途特化型機体販売に係る収益においては、当社は製品を引き渡す履行義務を負っており、当社が製品を引き渡しかつ顧客が検収した一時点において収益を認識しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

(1) 投資有価証券及び関係会社株式の評価（関連会社への投融資を除く）

投資有価証券	50,020千円
関係会社株式	269,615
投資有価証券評価損	31,213

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報については、連結注記表「2. 重要な会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

(2) 関連会社への投融資の評価

関係会社長期貸付金	329,142千円
貸倒引当金（投資その他の資産）	130,297
貸倒引当金繰入額（営業外費用）	130,297
関係会社株式評価損	74,405

ACSL India Private Limited（以下、ACSL India社）は、当社の関連会社であります。

ACSL India社の保有する棚卸資産について日本基準による評価を実施したことにより、ACSL India社の財政状態が実質的に債務超過となることから、ACSL India社に対する投資有価証券について実質価額をゼロ円まで減額し、関係会社株式評価損として計上しております。

また、ACSL India社に対する長期貸付金については、ACSL India社の財政状態等を勘案して回収不能見込額を見積り、当該回収不能額を貸倒引当金として計上しております。

将来において、これら評価に関する前提条件の変化や投融資先の財政状態等が大きく変化するなど、見積りにおける仮定の変化がその評価に不利に影響する場合には、帳簿価額を限度として損失が計上される可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

90,912千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,100,000千円
借入実行残高	—
差引額	1,100,000

(3) 関係会社に対する金銭債権又は債務

短期金銭債権 750,501千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	601,229千円
営業取引以外の取引高	416千円
(2) 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。	
棚卸資産評価損	42,177千円
(3) 不正関連損失の内訳は次のとおりであります。	
貸倒引当金繰入額	141,800千円
特別調査費用	111,978

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	179株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	85,765千円
減価償却費	12,954
株式報酬費用	5,957
棚卸資産評価損	57,276
出資金運用損	83,038
投資有価証券評価損	306,484
関係会社株式評価損	23,452
未払事業税	4,054
税務上の繰越欠損金	3,101,372
その他	18,572
繰延税金資産小計	3,698,928
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,101,372
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△597,555
評価性引当額小計	△3,698,928
繰延税金資産合計	—

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ACSL, Inc.	所有 直接100.0	役員の兼任 当社製品の販売	当社製品の販売 (注)1	601,229	売掛金	739,675
				経費の立替等	—	流動資産 「その他」 (立替金)	4,041
関連会社	ACSL India Private Limited	所有 直接 49.0	役員の兼任	資金の貸付 (注)2	—	関係会社長期貸 付金 (注)2	329,142
				利息の受取	416	流動資産 「その他」 (未収利息)	247

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社製品の販売は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 資金の貸付にかかる利率については市場金利等を勘案して合理的に決定しております。なお、上記の取引金額は取引時の為替レートにより換算し、期末残高は期末日の為替レートにより換算しております。

3. 関連会社への貸倒懸念債権に対し、130,297千円の貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において130,297千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 108円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △78円71銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社A C S L
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士 金井 政直
指定社員 業務執行社員	公認会計士 宮澤 勇貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A C S Lの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A C S L及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社A C S L
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 金 井 政 直
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 宮 澤 勇 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A C S Lの2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等（組合の業務執行者を含む。）と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関し、元代表取締役による一部業者との間の実態のない不適切な取引を除き、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

（特記事項）

当該問題に関し、監査等委員会は特別調査委員会の報告を受け、取締役会による再発防止策（指名委員会の設置及び候補者評価プロセスの整備、代表取締役による業務執行の牽制プロセスの強化、権限規程・承認基準の見直し、契約・支払プロセスの厳格運用、取引先管理の強化、コンプライアンス意識の醸成と内部通報制度の運用強化）の策定及び実施状況を確認いたしました。

その結果、本報告書作成時点において上記の再発防止策が継続的に講じられていることを認めております。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株 式 会 社 A C S L 監 査 等 委 員 会

常 勤 監 査 等 委 員 静 健 太 郎 ㊟

監 査 等 委 員 香 月 由 嘉 ㊟

監 査 等 委 員 島 津 忠 美 ㊟

（注）監査等委員 静健太郎、香月由嘉及び島津忠美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。